

議案第126号

北上市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

北上市農業集落排水処理施設条例（平成3年北上市条例第135号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備の新設等の手続)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備の新設又は改造若しくは撤去の工事は、北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号。以下「下水道条例」という。）<u>第7条で指定した業者</u>（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>2 指定工事店は、<u>前項の工事を請け負う場合において、あらかじめ市長の設計審査及び材料検査を受け、かつ、工事が完</u></p>	<p>(排水設備の新設等の手続)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>前項の規定により確認を受けた者は、同項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。</u></p> <p>(工事の施行)</p> <p>第7条 排水設備の新設又は改造若しくは撤去の工事は、北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号。以下「下水道条例」という。）<u>第7条本文の規定により指定を受けた業者</u>（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 指定工事店は、<u>新設等の工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て、その工事</u></p>

成したときは、その確認を受けなければならない。

3 [略]

(損害賠償)

第16条 [略]

(補則)

第17条 [略]

が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

3 市長は、前項に規定する排水設備の検査を行うときは、当該排水設備の工事を施行した指定工事店に対し、当該指定工事店が選任する責任技術者を当該検査に立ち合わせることを求めることができる。

4 第2項の検査をする職員が、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

5 [略]

(損害賠償)

第16条 [略]

(準用規定)

第17条 下水道条例第11条、第14条から第16条まで及び第28条の規定は、施設について準用する。この場合において、第15条第1項第6号中「排水設備等」とあるのは「排水設備」と、「公共下水道の施設」とあるのは「施設」と、第28条中「公共下水道」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

(補則)

第18条 [略]

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過

料に処する。

- (1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けずに排水設備の新設等を行った者
  - (2) 第7条第1項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者
  - (3) 排水設備の新設等を行って第7条第2項の規定による届出を同項に規定する期間に行わなかった者
  - (4) 第8条の規定による届出を怠った者
  - (5) 第12条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
  - (6) 第17条において準用する下水道条例第28条に規定する命令に違反した者
  - (7) 第5条第1項及び第14条の規定による申請書若しくは図書、第5条第2項本文の規定による届出書、第8条の規定による届出書、第10条第2項第3号の規定による申告書又は第12条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者
- 第20条 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

災害その他非常の場合における排水設備指定工事店の指定に係る例外、指定の取消し及び罰則を定めるほか、所要の改正をしようとするものである。